

さいたま都市計画地区計画の変更について

【大宮南銀座地区】

都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況／

都市計画法第 16 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況／

都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 396 号関係】



議案第396号

さいたま都市計画地区計画の変更について

【対象地区】

大宮南銀座地区

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

|      |                      |                      |
|------|----------------------|----------------------|
| 開催日時 | 令和元年10月25日<br>19:00～ | 令和元年10月26日<br>10:00～ |
| 開催場所 | 大宮区役所4階会議室           |                      |
| 出席者  | 2名                   | 2名                   |

(2) 意見の要旨

| 意見の要旨   | 意見に対する市の見解  |
|---|---|
| 繁華街としての賑わい創出のためには、用途制限において住宅も制限した方がよいのではないか。            | 地区内において住居として利用されていることを鑑み、住居としての利用を制限することは難しい。                       |
| 壁面後退空間の工作物設置制限について、搬入車両の停車を防ぐための車止めなどについては、柔軟な対応をしてほしい。 | 壁面後退空間は、歩行者空間を生み出すために設置制限を設けており、固定の車止めは難しい。固定されない工作物は、地元ルールで検討していく。 |
| 駐車場附置義務条例はそのまま残るのか。                                     | 現状では駐車場附置義務条例がかかる状況だが、繁華街という地域の特性にちなんだ駐車場ルールを検討する。                  |

## 2 都市計画法第16条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

### (1) 縦覧の期間及び縦覧者数

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 地区名      | 大宮南銀座地区                 |
| 縦覧の告示    | 令和元年11月1日               |
| 縦覧の期間    | 令和元年11月1日から令和元年11月15日まで |
| 意見書の提出期間 | 令和元年11月1日から令和元年11月22日まで |
| 縦覧者数     | 0名                      |

### (2) 意見書の提出状況

なし

## 3 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

### (1) 縦覧の期間及び縦覧者数

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 地区名      | 大宮南銀座地区                |
| 縦覧の告示    | 令和2年2月14日              |
| 縦覧の期間    | 令和2年2月14日から令和2年2月28日まで |
| 意見書の提出期間 | 令和2年2月14日から令和2年2月28日まで |
| 縦覧者数     | 1名                     |

### (2) 意見書の提出状況

なし